



■はじめに

GAPが農場管理の改善活動を通じて持続可能な農業の実現を目指す取り組みであることは、農業関係者には周知されつつありますが、消費者の方の認知度は、まだまだ低い状況にあります。GAP農林産物のPRは、岐阜県農林産物の消費拡大にもつながることが期待され、県では、ぎふ清流GAPの取り組みをPRする制度を用意していますので、ご興味のある方は是非ご活用ください。

■トピックス ～ぎふ清流GAPのPR関連制度の紹介～

ぎふ清流GAPロゴマークについて

GAPのPRに自ら取り組む農業者や評価品目を取り扱う流通業者等は、包装資材やPR資材等に「ぎふ清流GAPロゴマーク」(以下、ロゴマーク)を表示できます。

【表示対象】 農林産物(包装資材)、農場のPR資材や販売促進資材等
(例:看板、のぼり旗、チラシ、ポップ)

【表示要件】 農業者が農林産物に表示する場合の要件は、次頁参照

【使用料】 無料(版代や資材作成費は使用者が負担)

【その他】 ・ロゴマークの電子データは県から提供

・ロゴマーク基本型には複数のバリエーションあり



上記制度の申請に関する相談は、各農林事務所または県農産園芸課までお問い合わせください。制度の詳細は、岐阜県ホームページをご覧ください。

ぎふ清流GAP評価制度の申請期限は、12月末まで！

- 今年度は、例年の倍程度の件数の申請が見込まれています。
- 例年、冬場の農場評価を希望されるケースが多い傾向にあり、冬場の評価日程が混雑することが予想されます。
- 申請期間は、4～12月となっていますので、早めに申請いただくと農場評価がご希望の日程で調整しやすくなります。



■GAP関連情報(ロゴマークの使用)

情報

ロゴマークの使用には申請が必要です。また、いくつかの要件を満たした場合に、使用が許可されます。



ロゴマークの使用に必要な要件の具体的な内容を教えてください。

評価規準 2023 による評価生産者が農林産物（包装資材）に表示する場合の要件は、次のとおりです。

- 国際水準 GAP ガイドライン項目（95 項目）を全て遵守
- 評価生産者の農林産物で、次の要件をすべて満たす。
 - ・評価を受けた農林産物が区分出荷できること
 - ・残留農薬検査結果(全て基準値以下)を提出すること
 - ・生産～消費者に渡る状態までの工程の評価を受けていること
 - ・団体の場合は施設評価を受け、評価 4 がないこと



<ぎふ清流GAP農林産物のPR活動>

県では、ぎふ清流GAP評価制度に対する消費者の認知度向上のため、「ぎふ清流GAPパートナー」と連携し、GAP農林産物のPRに取り組んでいます。

ぎふ清流GAPパートナーとは

「ぎふ清流GAP農産物」を取扱う意向のある流通業者や飲食業者等を県が「ぎふ清流GAPパートナー」として登録し、生産者と消費者の橋渡し役として活躍されています。

【主な活動】GAP農林産物の取扱拡大とPR活動(販売フェア、メニューフェア、情報発信等)

【登録件数】69企業・団体(令和6年6月末現在)



【販売フェア（イオン各務原店）】



【ロゴマークを使用した商品例】

■「ぎふ清流GAP評価制度」に関する情報

Webサイト 検索 [ぎふ清流GAP（岐阜県公式ホームページ）](#)
制度の概要(要領・要綱の閲覧)、申請様式等のダウンロード、認証農場の紹介

■「ぎふ清流GAP通信」に関するお問い合わせ

(一社)岐阜県農畜産公社 [ぎふ清流GAP推進センター](#)
電話:058-216-1566 FAX:058-216-1567 Eメール:gifu-gap@gifu-notiku.com

